

添付法令資料 1 :

モロッコにおける労災被害者補償基金の機能及び被害者の補償請求要件を定める
1958年5月13日付政令第2-56-769号(目次)

- 第1編 労災被害者及びその権利承継人が補償を受ける要件(第1条～第14条)
- 第2編 仮払金の償還及び資金源充当を目的とした補償基金の利用(第15条～第26条)

添付法令資料 2 :

韓国知識財産基本法(目次)
2017年12月19日法律第15245号により一部改正 2018年6月20日施行

- 第1章 総則(第1条ないし第5条)
- 第2章 知識財産政策の樹立及び推進体系(第6条ないし第15条)
- 第3章 知識財産の創出・保護及び活用の促進
 - 第1節 知識財産の創出促進(第16条ないし第19条)
 - 第2節 知識財産の保護強化(第20条ないし第24条)
 - 第3節 知識財産の活用促進(第25条ないし第28条)
- 第4章 知識財産の創出・保護及び活用促進のための基盤造成(第29条ないし第38条)
- 第5章 補則(第39条及び第40条)
- 附則

添付法令資料 3 :

ミャンマー国会社法 (目次)
(2017 年 / 連邦議会法律第 29 号)
ビルマ暦 1379 年 / ナッド一月黒分 3 日
(2017 年 12 月 6 日)

- 第 1 編 効力発生及び定義
- 第 1 章 名称、効力発生及び定義 (第 1 条)
- 第 2 編 組織形態、定款、会社設立及び権利・権限
- 第 2 章 会社及び組織 (第 2 条及び第 3 条)
 - 第 3 章 会社の基本的必要事項及び権利・権限 (第 4 条及び第 5 条)
 - 第 4 章 この法律に基づく会社設立及び登記 (第 6 条ないし第 10 条)
 - 第 5 章 会社の定款 (第 11 条ないし第 24 条)
 - 第 6 章 会社の名称 (第 25 条ないし第 27 条)
 - 第 7 章 会社の取引の実施 (第 28 条ないし第 31 条)
 - 第 8 章 会社登記前に実施する事項 (第 32 条ないし第 36 条)
 - 第 9 章 この法律に基づく登記があり、又は登記しなければならないその他のコーポレーション (第 37 条ないし第 56 条)
 - 第 10 章 会社の種類の変更 (第 57 条ないし第 59 条)
- 第 3 編 会社の資本に関する株式及びそれに関連する諸事項
- 第 11 章 株式その他の有価証券 (第 60 条ないし第 82 条)
 - 第 12 章 株式その他の有価証券の譲渡 (第 83 条ないし第 88 条)
 - 第 13 章 登記表及び会社が有する権益に対する証憑 (第 89 条ないし第 105 条)
 - 第 14 章 利益分配 (第 106 条ないし第 111 条)
 - 第 15 章 株式資本に影響を及ぼす行為及び事項 (第 112 条ないし第 140 条)
- 第 4 編 運営及び管理・統治、公衆に対するオファー、抵当及び担保並びに会社の会計のメンテナンス
- 第 16 章 会社事務所及び名称 (第 141 条ないし第 144 条)
 - 第 17 章 会議及び会社の遂行 (第 145 条ないし第 159 条)
 - 第 18 章 取締役及び取締役の執行権限及び義務 (第 160 条ないし第 191 条)
 - 第 19 章 会社株主の権利及び救済権 (第 192 条ないし第 201 条)
 - 第 20 章 公開会社が株式を売却するためのオファーに関する諸事項 (第 202 条ないし第 222 条)
 - 第 21 章 国外で設立されたコーポレーションがオファーする株式 (第 223 条ないし第 227 条)
 - 第 22 章 会社が設定することのできる抵当及び担保 [注 : 原文は、mortgages and charges の趣旨である。] (第 228 条ないし第 253 条)
 - 第 23 章 財産管理人 [注 : 原文は、receiver の趣旨である。] の任命、帳簿の作成、

- 外国コーポレーションが提供する担保の登記（第 254 条ないし 256 条）
- 第 24 章 財務報告書及び監査に係る事項（第 257 条ないし第 285 条）
- 第 25 章 仲裁、債権者と株主との協議・合意及び株式を譲渡する権利（第 286 条ないし 291 条）
- 第 5 編 解散
 - 第 26 章 会社の解散（第 292 条ないし第 412 条）
 - 第 27 章 登記のない会社の解散に関する事項（第 413 条ないし第 418 条）
- 第 6 編 登記官及び登記事務所の権限
 - 第 28 章 登記官、登記事務所、文書の登記、審査権限及び費用（第 419 条ないし第 431 条）
- 第 7 編 訴訟・調査の実施及び違法行為
 - 第 29 章 裁判所の管轄権限及び訴訟・調査の実施（第 432 条ないし第 451 条）
 - 第 30 章 違法行為及び抗弁に係る事項（第 452 条ないし第 461 条）
- 第 8 編 雑則
 - 第 31 章 雑則規定（第 462 条ないし第 464 条）
 - 第 32 章 効力発生に関する規定及び経過規定（第 465 条ないし 476 条）

添付法令資料 4：

インドネシア共和国地域内への納税義務者の財産移転並びに免税範囲における
金融市場及び金融市場外における投資に対する配置に係る手続に関する
2017年10月23日付インドネシア共和国金融大臣規則 No.141/PMK.08/2017(目次)
同月 24 日施行

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 財産移転（第 2 条ないし第 7 条）
- 第 3 章 投資（第 8 条ないし第 10 条）
- 第 4 章 金融市場における投資（第 11 条）
- 第 5 章 金融市場外における投資（第 12 条ないし第 14 条）
- 第 6 章 投資の移転（第 15 条）
- 第 7 章 投資利益の引き出し及び信用保証としての投資（第 16 条及び第 17 条）
- 第 8 章 ゲートウェイの指示、義務及び制裁
 - 第 1 節 ゲートウェイの指示（第 18 条）
 - 第 2 節 ゲートウェイの義務（第 19 条）
 - 第 3 節 報告（第 20 条及び第 21 条）
- 第 9 章 雑則（第 22 条）
- 第 10 章 終則（第 23 条）

添付法令資料 5 :

ベトナム法律扶助法 (目次)

17.06.20 可決 法律第 11/2017/QH14 号 / 18.01.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 法律扶助を受ける者並びに法律扶助を受ける者の権利及び義務 (第 7 条ないし第 9 条)
- 第 3 章 法律扶助実施組織並びに法律扶助実施組織の権利及び義務 (第 10 条ないし第 16 条)
- 第 4 章 法律扶助実施者並びに法律扶助実施者の権利及び義務 (第 17 条ないし第 25 条)
- 第 5 章 法律扶助の範囲、分野、形式及び活動 (第 26 条ないし第 39 条)
- 第 6 章 法律扶助活動に対する機関及び組織の責任 (第 40 条ないし第 44 条)
- 第 7 章 不服申立て、控訴及び紛争の解決 (第 45 条及び第 46 条)
- 第 8 章 施行条項 (第 47 条及び第 48 条)